

消費税改正に関する弊社対応についてのお知らせ

■ ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、2012年(平成24年)年8月に成立した改正消費税法に基づき、消費税率が2014年(平成26年)4月から8%に引き上げられることが閣議決定されました。このため、ご契約を頂いております各種サービス利用期間の一部、又は全部が2014年(平成26年)4月以降に該当する場合、各月で該当する消費税をお客様にご負担いただくこととなります。下記に、弊社の対応を記しますので、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願いいたします。

■ 基本方針

1. 消費税法改正の閣議決定を受けて、2014年(平成26年)4月1日以降の利用分から消費税率8%を適用することを基本方針とします。
2. 消費税率変更のタイミングは請求の種別により異なります。
 - 2-1. 2014年(平成26年)3月度分レセプト点検の場合、2014年(平成26年)4月1日～8日までが点検実施日となりますので、8%の税率でご請求いたします。
 - 2-2. コンサルティング等年次契約の場合、次回利用期間が2014年(平成26年)4月1日以降の開始となる請求から8%の税率で請求します。
 ※2014年(平成26年)3月31日以前の日数が含まれる場合は、5%の税率で請求します。
3. 5%を適用した請求内容に消費税率改定後の利用期間(2014年(平成26年)4月1日以降)が含まれている場合、税率引き上げ後の差額分(3%)を、次回にご請求します。

■ スケジュール

弊社では、以下のスケジュールで税率引上げ後の請求書を発行します。

請求月	年	2014年(平成26年)											
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
適用税率		5%			8%								
		で請求書を発行する期間			で請求書を発行する期間								

